

荒茶の価格低迷等への対策を求める意見書

お茶は、本県農業の将来を担う重要な作物として、年々生産が拡大し、栽培面積と生産量は全国第2位を誇っている。

また、本県では、「品質・量ともに日本一の茶産地」を目指して、生産農家や茶業関係者が一体となって、品質・生産力・知名度向上のための取組を積極的に推進している。

このような中、国におかれては、平成24年3月に策定した「お茶の振興に関する法律」に基づく基本方針に沿って経営安定対策や消費拡大対策を講じていただいているものの、農家経営は、近年の消費者のリーフ茶離れ等による荒茶価格の低迷や資材価格の高騰などにより、極めて厳しい状況にある。

よって、国におかれては、今後も茶生産農家が意欲を持ち、安心して生産に取り組めるよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 消費者の食生活の変化に伴い、緑茶の消費量が減少していることから、国は和食文化の振興や食育などの取組と一体となった消費拡大対策を強化すること。
また、緑茶は、国民の健康増進につながることを期待できることから、茶の機能性についての試験研究への支援を拡充すること。
- 2 施設園芸作物に対しては、燃油の価格高騰に対する支援措置が講じられていることから、重油等を多く使用する茶に対しても同様な支援を行うこと。
- 3 茶園の改植は、茶園の若返りや優良品種への転換が図られ、生産性及び品質向上に効果があることから、茶園の改植及びこれに伴う未収益期間に対する支援措置を継続すること。
- 4 荒茶価格の低迷や資材価格の高騰等の厳しい経営環境の中、一層の品質向上と生産安定及び低コスト生産を推進するため、荒茶加工施設、防霜施設、桜島降灰の洗浄施設等の整備に必要な予算を確保すること。
- 5 緑茶の輸出については、輸出相手国の嗜好や食品安全基準などに対応した生産体制が必要であることから、輸出相手国の残留農薬基準をクリアできるような支援や、海外市場の開拓に必要な予算の確保など、輸出拡大に向けた取組を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月3日

鹿児島県議会議長 池畑憲一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿
農林水産大臣
内閣官房長官